

電 気 最 終 保 障 約 款

平成22年4月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

電 気 最 終 保 障 約 款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 最終保障約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 そ の 他	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	7
13 需給契約書等の作成	8
III 契約種別および料金	9
14 契 約 種 別	9
15 最終保障電力A	9
16 最終保障電力B	12
17 最終保障予備電力	15
IV 料金の算定および支払い	18
18 料金の適用開始の時期	18

19	検 針 日	18
20	料金の算定期間	19
21	使用電力量等の計量	19
22	料 金 の 算 定	22
23	日 割 計 算	23
24	料金の支払義務および支払期日	23
25	料金その他の支払方法	25
26	保 証 金	26
V	使用および供給	29
27	適正契約の保持	29
28	契 約 超 過 金	29
29	力 率 の 保 持	29
30	需要場所への立入りによる業務の実施	30
31	電気の使用にともなうお客さまの協力	31
32	供 給 の 停 止	31
33	供給停止の解除	33
34	供給停止期間中の料金	33
35	違 約 金	33
36	供給の中止または使用の制限もしくは中止	34
37	制限または中止の料金割引	34
38	損害賠償の免責	37
39	設 備 の 賠 償	37
VI	契約の変更および終了	38
40	需給契約の変更	38
41	名 義 の 変 更	38
42	需給契約の消滅	38

43	需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算	39
44	解 約 等	40
45	需給契約消滅後の債権債務関係	41
VII	供給方法および工事	42
46	需給地点および施設	42
47	架 空 引 込 線	43
48	地 中 引 込 線	43
49	連 接 引 込 線 等	44
50	引 込 線 の 接 続	45
51	計 量 器 等 の 取 付 け	45
52	通 信 設 備 の 施 設	46
53	専 用 供 給 設 備	47
VIII	工事費の負担	48
54	一般供給設備の工事費負担金	48
55	特別供給設備の工事費負担金	52
56	供給設備を変更する場合の工事費負担金	54
57	特別供給設備等の工事費の算定	54
58	工事費負担金の申受けおよび精算	57
59	臨 時 工 事 費	58
60	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	59
61	工事費負担金契約書の作成	60
IX	保 安	61
62	保 安 の 責 任	61
63	保安等に対するお客さまの協力	61

附 則 63
別 表 67

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定規模需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要または当社と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気最終保障約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。
- (2) この最終保障約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

2 最終保障約款の届出および変更

- (1) この最終保障約款は、電気事業法第19条の2第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この最終保障約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気最終保障約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この最終保障約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

- (2) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルトをいいます。

す。

(3) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 契 約 使 用 期 間

契約上使用できる期間をいいます。

(9) 最 大 需 要 電 力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この最終保障約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で

四捨五入いたします。

- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この最終保障約款に記載のない事項については、この最終保障約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの最終保障約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）して使用される場合は、法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがひ、かつ、別表1（系統連系技術要件）に定める系統連系技術要件を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、最終保障予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

なお、契約使用期間は、1年をこえない範囲でお客さまと当社との協議によって定めます。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の(1)に定める構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、1需要場所は、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に該当するものを除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bと最終保障予備電力とをあわせて契約する場合
- (2) 1構内において、付帯電灯とならない負荷設備を有する独立した建物

があり、その独立した建物を別契約とする場合

- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けていると認められるお客さまと当社との協議によって、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(3)の場合
- (2) 17（最終保障予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 49（接続引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) 54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)cの方式のお客さまに電気を供給する場合
- (5) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）

その他によってやむをえない場合または当社が電気供給約款もしくは選択約款により電気を供給するお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書等の作成

電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

また、当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）および63（保安等に対するお客さまの協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 最終保障電力A
- (2) 最終保障電力B
- (3) 最終保障予備電力

15 最終保障電力A

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の電気供給約款によります。）17（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について供給約款20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上	標準電圧	60,000ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 343円60銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2, 217円60銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2, 142円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	12円54銭	11円47銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円33銭	10円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円21銭	10円27銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 最終保障電力B

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について供給約款（当社が供給約款を変更した場合には、変更後の電気供給約款によります。）17（従量電灯）(2)ハマまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について供給約款20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧	6,000ボルト
契約電力	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧	20,000ボルト
契約電力	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧	60,000ボルト
契約電力	50,000キロワット以上	標準電圧	100,000ボルト

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 3 4 3 円 6 0 銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2, 2 1 7 円 6 0 銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2, 1 4 2 円 0 0 銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2, 0 6 6 円 4 0 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1 1 円 9 9 銭	1 0 円 9 7 銭
	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1 0 円 8 9 銭	9 円 9 7 銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1 0 円 7 6 銭	9 円 8 6 銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1 0 円 6 4 銭	9 円 7 4 銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割

増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 最終保障予備電力

(1) 適 用 範 囲

最終保障電力Aまたは最終保障電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、最終保障予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定

された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

(イ) 予備線

契約電力 1キロワット につき	高圧で常時供給を受ける場合	88円20銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	75円60銭

(ロ) 予備電源

契約電力 1キロワット につき	高圧で常時供給を受ける場合	163円80銭
	特別高圧で常時供給を受ける 場合	151円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いた

します。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、最終保障予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、最終保障電力Aまたは最終保障電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

19 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（検針の基準となる日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないません。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月に

については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(7)および(11)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量

器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 19（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 19（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 19（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(10)および(11)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分

最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 使用電力量または最大需要電力は、(4)にかかわらず、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

(6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(7) 当社は、料金の算定期間内であっても、当社が必要と認める場合は、計量値の確認をすることがあります。この場合の計量は、計量値を確認する日（以下「確認日」といいます。）における電力量計の読みにもとづき、(1)に準じて確認日の前後の使用電力量を算定し、その合計値を料金の算定期間における使用電力量といたします。

(8) 14（契約種別）(1)または(2)の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合で、(7)により計量値を7月1日または10月1日に確認するときは、夏季およびその他季の使用電力量は、その値によります。

(9) 14（契約種別）(1)または(2)の料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合（(8)の場合を除きます。）には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、(7)により確認日の前後の使用電力量を計量している場合（(8)の場合を除きます。）は、確認日の前後のいずれかの期間の夏季およびその他季がともに含まれる使用電力量をその期間の夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値と、夏季およびその他季がともに含まれない使用電力量を、夏季およびその他季ごとに合計してそれぞれの使用電力量といたします。

(10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における最大需要電力は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(11) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表4（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の

始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を
上回り，または下回るとき。

ニ 20（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の
始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を
上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたしま
す。

23 日 割 計 算

(1) 当社は，22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により
料金を算定いたします。

イ 基本料金は，別表5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算を
いたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じ
て別表5（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算
対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きま
す。

また，22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変
更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確
認をいたします。

24 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたし
ます。

イ 19（検針日）(4)の場合の料金または21（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、21（使用電力量等の計量）(1)の場合、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日に発生いたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日に発生いたします。

(2) お客様の料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ お客様が、破産、再生、会社整理、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客様が、公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) (2)イからニまでに該当する場合は、お客様の料金の支払期日は、次のとおりといたします。

イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除き

ます。)については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目の日といたします。

ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目の日といたします。

(4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

この場合、料金の口座振替日は24（料金の支払義務および支払期日）(2)にかかわらず、当社の指定した日といたします。

ただし、24（料金の支払義務および支払期日）(2)イからニまでに該当する場合、この支払方法は適用いたしません。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 19（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

26 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことが

あります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

なお、(5)または(6)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて契約期間満了の日以降60日目の日までの預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。

(5) (4)により保証金を料金に充当する場合は、まず保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当いたします。この場合、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、預託中の保証金およびその利息の合計額に残額がある場合は、(1)および(2)によって算定した保証金との差額を預けていただきます。

(6) 当社は、保証金を預けられているお客さまが、その預託期間中に契約電力を増加される場合は、あらためて(1)および(2)によって算定した保証金を預けていただきます。ただし、この場合には、預託中の保証金およ

びその利息の合計との差額を預けていただきます。

(7) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年 0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日から、お返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(8) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても保証金に利息を付してお返しすることがあります。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

27 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

28 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

29 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率となら

ないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査
- (2) 63（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 32（供給の停止），42（需給契約の消滅）または44（解約等）により必要な処置
- (6) その他この最終保障約款によって、需給契約の成立，変更もしくは終

了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

31 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に連系して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

32 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

- ハ 50（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合（ただし、24〔料金の支払義務および支払期日〕(2)イからニまでに該当するときは、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合といたします。）
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この最終保障約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この最終保障約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 最終保障電力Bの場合または最終保障予備電力で最終保障電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ニ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措

置を講じられない場合

- (4) お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、27（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (5) お客様がその他この最終保障約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (6) (1)から(5)によって供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、供給を停止するために適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。

33 供給停止の解除

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

34 供給停止期間中の料金

32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を23（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

35 違 約 金

- (1) お客様が32（供給の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この最終保障約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

36 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ 当社が電気供給約款または選択約款により電気を供給するお客さまへの供給に支障が生ずるおそれがある場合

ヘ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

37 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引

いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、22（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満

は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

38 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) 36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (3) お客さまが6（需給契約の申込み）(5)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

39 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

40 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

41 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

42 需給契約の消滅

(1) 需給契約は、次の場合を除き、契約期間満了の日の経過によって消滅いたします。なお、この場合の需給契約の消滅日は契約期間満了の日の翌日といたします。

イ お客さまが、契約期間満了前にこの最終保障約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、次の場合を除き、廃止期日に需給契約は消滅するものといたします。この場合には、あらかじめその廃止期日を定めて、当社へ文書により通知していただき、当社は、原則としてその廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

- (イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ロ 44（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。
- (2) 当社は、原則として契約期間満了の日の翌日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

43 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

当社は、次の場合には、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、お客さまが引き続き当該供給設備を利用される場合（(2)の場合を除きます。）、当該供給設備の利用を開始される際に54（一般供給設備の工事費負担金）(5)の工事費負担金もしくは臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)ロの施設後3年以内の配電設備を含みます。）について、施設後3年以内の配電設備について54（一般供給設備の工事費負担金）(5)により算定した工事費負担金および新たに施設された供給設備について59（臨時工事費）により算定した臨時工

事費の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)口の施設後3年以内の配電設備を含みます。）のうち減少契約電力に見合う部分について、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)により算定した工事費（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）および59（臨時工事費）により算定した臨時工事費（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少とともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設された供給設備（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)口の施設後3年以内の配電設備を含みます。）について、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)により算定した工事費（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)口の施設後3年以内の配電設備に限ります。）、59（臨時工事費）により算定した臨時工事費（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)口の施設後3年以内の配電設備を除きます。）およびお客さまが契約電力を減少されることとともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定し、または増加されたこととともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

44 解 約 等

- (1) 32（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客様が、42（需給契約の消滅）(1)イによる通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

45 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

46 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 48（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

お客様の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

47 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客様と当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

48 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客様が需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、

地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

49 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点

に至る引込線をいいます。) または共同引込線 (2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。) による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

50 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事およびこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

51 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器 (電力量計, 30分最大需要電力計, 無効電力量計等をいいます。), その付属装置 (計量器箱, 変成器, 変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。) および区分装置 (力率測定時間を区分する装置等をいいます。) は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針, 検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所と

し、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

52 通信設備の施設

系統運用上必要な通信設備（電力保安通信用電話設備、給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等をいいます。）については、次のとおりといたします。

- (1) 当社の通信設備とお客さまの通信設備との接続点は、需要場所内の地点とし、当社の通信設備から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の場合、その他特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。
- (2) (1)の接続点からお客さま側の通信設備は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

なお、この場合の通信設備は、当社の指定する仕様としていただきます。

- (3) (1)の接続点から当社側の通信設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、通信設備の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

- (4) お客さまの希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

53 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、55（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限りま
す。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

54 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、59（臨時工事費）によるものといたします。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3, 2 5 5円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	2 5, 9 3 5円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

ロ 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ) 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、イの無償こう長にお客さまの数を乗

じてえた値といたします。

(ロ) 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

ハ 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

(ロ) 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} \text{架空配電設備の超過こう長} &= \text{架空配電設備の工事こう長} - \\ &(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}) \\ &\times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(2) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

イ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客さまが、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

(イ) 工 事 費

a 架空配電設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	5 2 5 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	1 6 8 円 0 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	1 0 5 円 0 0 銭

なお、標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

b 地中配電設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新増加契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000ボルトで供給 を受ける場合	6 4 0 円 5 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給 を受ける場合	5 1 4 円 5 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで供給 を受ける場合	3 1 5 円 0 0 銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

c スポットネットワーク方式のお客さまに電気を供給するために、当社が新たに地中配電設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術上、経済上必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、お客さまがそれぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行受電される方式をいいます。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

b の工事費単価 × {100パーセント + 20パーセント × (利用回線数 - 1)}

(ロ) 当社負担額

新増加契約電力 1 キロワットにつき

5, 250 円 00 銭

ロ お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、施設後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるときは、新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお、施設後 3 年以内の配電設備を利用して電気の供給を受けるものとは、その配電設備について法令に定められた検査を要する場合はその設備の検査合格の日（仮合格の場合は仮合格の日といたします。）、その他の場合はその設備の使用開始の日から 3 年目の同月同日の前日までの期間に需給開始となるものをいいます。

(3) 工事費負担金の対象となる供給設備は、次のとおりといたします。

イ 需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備

ロ 送電線路から特別高圧配電設備を分岐する場合は、需給地点から需給地点に最も近い送電線路の接続点までの特別高圧配電設備

(4) (2)により工事費負担金の対象としたお客さまが、契約電力の減少後再び契約電力を増加される場合で、当初に工事費負担金の対象とした配電設備を施設後 3 年以内に利用されることとなるときには、当初に工事費負担金の対象とした契約電力までは工事費負担金の対象といたしません。

(5) 契約使用期間が 1 年未満のお客さまが、(2)ロの施設後 3 年以内の配電設備（既に臨時工事費を申し受けている配電設備を除きます。）を契約使用期間に限り利用される場合は、(2)イ(イ)により算定した工事費を工事費負担金として申し受けます。

- (6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所，変電所または送電線路（発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。）から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，保安装置およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きよ，管等をいいます。）および電力保安通信設備等を含みます。

ロ 工 事 こ う 長

別表6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項における契約電力等を増加される場合には，負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

55 特別供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。ただし，契約使用期間が1年未満のお客さまが，供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は，54（一般供給設備の工事費負担金）(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

イ お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

(ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

(ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

(ニ) その他お客様への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も54（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 53（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、53（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) お客様が17（最終保障予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。ただし、契約使用期間が1年未満のお客様が、供給設備を契約使用期間に限って利用される場合は、54（一般供給設備の工事費負担金）(5)および59（臨時工事費）によるものといたします。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、54（一般供給設備の工事費負担金）(3)に準ずるものといたします。ただし、予

備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、53（専用供給設備）(2)によるものといたします。

56 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、50（引込線の接続）、51（計量器等の取付け）または52（通信設備の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

57 特別供給設備等の工事費の算定

55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。
 - イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。
 - ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
 - ハ 諸掛りは、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含み、次により算定いたします。
 - イ 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上

される金額をいいます。)は、工事費に計上いたしません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ロ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ハ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ニ) 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ニ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

ホ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、59(臨時工事費)に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

なお、55(特別供給設備の工事費負担金)(1)イの標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

(3) 55(特別供給設備の工事費負担金)(1)イの場合で、その工事費を54(一般供給設備の工事費負担金)(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54(一般供給設備の工事費負担金)(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)およ

び(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (5) 施設後3年以内の配電設備を利用する場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）は，新たに利用される部分を新たに施設される配電設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

- (6) 55（特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合で，その工事費を54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価および54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，54（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に定める工事費単価お

よび54（一般供給設備の工事費負担金）(2)ロによって算定いたします。
この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

なお、17（最終保障予備電力）によって電気の供給を受ける場合（特別高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）で、一般供給設備と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、54（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

58 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、次の場合には、工事費負担金を工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 54（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 55（特別供給設備の工事費負担金）（54〔一般供給設備の工事費負担金〕(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額または54〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(イ)に定める工事費単価によって工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料

の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

原則として、すべての工事について工事完成後すみやかに精算いたします。

(3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

59 臨時工事費

(1) 契約使用期間が1年未満のお客さまが、そのお客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用される場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、工事着手前に申し受けません。

ただし、新たに施設する供給設備（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。なお、変圧器ならびに機器の余裕を利用して申込みに応ずるものについては、変

圧器損耗料を申し受けません。

イ 高圧で電気の供給を受ける場合

新設材料費（変圧器，開閉器等の機器を除きます。）

×50パーセント＋新設工費＋撤去工費＋変圧器損耗料＋諸掛り

この場合，変圧器（開閉器，避雷器，断路器，コンデンサ等を含みます。）損耗料については，契約使用期間を通じてその価額の5パーセントといたします。

ロ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

新設材料費（変圧器，開閉器等の機器を除きます。）

－撤去材料倉入額＋新設工費＋撤去工費＋変圧器損耗料＋諸掛り

この場合，変圧器（開閉器，避雷器，断路器，コンデンサ等を含みます。）損耗料については，契約使用期間1月につきその価額の1パーセントといたします。ただし，1月未満は1月といたします。

(3) 臨時工事費を申し受ける場合は，54（一般供給設備の工事費負担金）

(5)による場合を除き，54（一般供給設備の工事費負担金），55（特別供給設備の工事費負担金）および56（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の精算は，58（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

60 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，その供給設備を利用して電気を使用されないときは，当社は，要した費用の実費を申し受けます。

なお，実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督，

調達した資材等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

61 工事費負担金契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。

なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。

IX 保 安

62 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

63 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附

則

附 則

1 この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、平成22年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

(1) 料 金

料金は、15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の規定にかかわらず、当分の間、各項の規定によって料金として算定された金額に、ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

(イ) イに定める太陽光発電促進付加金単価は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、イ)に準ずるものといたします。この場合、イ)にいう3月の検針日は、4月1日といたします。

ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、最終保障予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、太陽光発電促進付加金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、最終保障予備電力の太陽光発電促進付加金は、常時供給分とあわせて算定いたします。

(2) 日割計算

当社は、当分の間、22（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、次により太陽光発電促進付加金を算定いたします。

イ 22（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確

認める場合は、その値によります。

(3) 料金その他の支払方法

当社は、当分の間、料金が支払期日までに支払われない場合は、25（料金その他の支払方法）(3)にかかわらず、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

$$\text{太陽光発電促進付加金} \times \frac{5}{105}$$

(4) そ の 他

この最終保障約款実施の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては、22（料金の算定）および(2)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

別 表

別 表

1 系統連系技術要件

(1) 目 的

この系統連系技術要件は、6（需給契約の申込み）(4)にもとづき、お客様の電気設備を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に連系するにあたって、系統の安定運用維持および当社供給設備との技術的協調を図るうえで必要となる技術要件を示したものです。

(2) 適 用 範 囲

この系統連系技術要件は、この最終保障約款にもとづいて、お客様が電気設備を高圧系統または特別高圧系統に連系する場合に適用いたします。

(3) 協 議

この系統連系技術要件は、系統への連系に要する技術要件についての標準的な指標であり、実施上必要な細目的事項は、5（その他）にもとづき、この系統連系技術要件に定めのない事項も含め、そのつど、お客様と当社との協議によって定めることといたします。

(4) 高 圧 系 統 連 系

イ 力 率

(イ) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(ロ) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

ロ 保護装置の設置

お客様の電気設備の故障および需要場所に短絡または地絡事故が

生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

ハ 高 調 波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

- (イ) 対象となるお客さまは6,000ボルトの系統に連系する場合で、使用する高調波発生機器の容量を6パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が50キロボルトアンペアをこえるお客さまとなります。

なお、上記の等価容量を算出する場合に対象となる高調波発生機器は、300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また、設備の新增設等により、新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。

- (ロ) 対象となるお客さまにおいては、系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。
- a 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
 - b 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。
 - c 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。
 - d 構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。
- (ハ) 系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、次表に示す契約電力1キロワットあたりの高調波流出

電流（ミリアンペアを単位といたします。）の上限値に当該契約電力を乗じた値といたします。

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
6,000ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(ニ) (ロ)の高調波流出電流が、(ハ)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、お客さまにおいて高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

ニ フ リ ッ カ

電気炉や溶接機等の特殊負荷等により、系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は、負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

ホ 発電設備の連系

需要場所に発電設備を連系する場合には、イからニに加え、以下の要件にしたがっていただきます。

なお、需要場所に連系できる発電設備の定格出力は2,000キロワット未満といたします。

(イ) 力 率

逆潮流がある場合で、次のいずれかに該当する場合には、需給地点における力率を85パーセント以上としなくてもよいものとします。

- a 電圧上昇を防止するうえでやむを得ない場合（この場合、需給地点の力率を80パーセントまで制御できるものとします。）
- b 小出力の逆変換装置を用いる場合または需給地点の力率が適正と考えられる場合（この場合、発電設備の力率を、無効電力を制御するときには85パーセント以上、無効電力を制御しないときには95パーセント以上とすればよいものとします。）

(ロ) 保護装置の設置

- a 発電設備が故障した場合に系統を保護するため、次により保護継電器を設置していただきます。
 - (a) 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略できるものといたします。
 - (b) 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略できるものといたします。
- b 短絡事故が発生した場合に系統を保護するため、次により保護継電器を設置していただきます。
 - (a) 同期発電機を用いる場合には、連系された系統の短絡事故を検出し発電設備を当該系統から解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。
 - (b) 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合には、連系された系統の短絡事故時に発電機電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。なお、発電設備故障対策用の保護装置により検出して保護できる場合は兼用することができるものといたします。
- c 地絡事故が発生した場合に系統を保護するため、地絡過電圧継電器を設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略できるものといたします。
 - (a) 発電機引出口にある地絡過電圧継電器により連系された系統の地絡事故が検知できる場合
 - (b) 構内低圧線に連系する逆変換装置を用いた発電設備の出力容

量が受電電力の容量に比べて小さく単独運転検出機能を有する装置等により高速に単独運転を検出し，発電設備を停止または解列される場合

d 単独運転防止のため，次により保護継電器を設置していただきます。

(a) 逆潮流がない場合

逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし，専用線による連系であって逆電力継電器により高速で検出・保護できる場合には，周波数低下継電器は省略できるものといたします。なお，構内低圧線に連系する逆変換装置を用いた発電設備において，その出力が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ一方式以上を含むものに限ります。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備が停止または解列される場合には，逆電力継電器を省略できるものといたします。

(b) 逆潮流がある場合

周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに，転送しゃ断装置または以下の全ての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置していただきます。ただし専用線と連系する場合には，周波数上昇継電器は省略できるものといたします。

- ① 系統のインピーダンスや負荷の状態等を考慮し，必要な時間内に確実に検出することができること。
- ② 頻繁な不要解列を生じさせない検出感度であること。
- ③ 能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないもので

あること。

(ハ) バンク逆潮流防止

発電設備を連系する配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が生ずるおそれがある場合は、発電出力を制限していただくことがあります。

(ニ) 保護継電器の設置場所

保護継電器は、需給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

(ホ) 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

- a 受電用しゃ断器
- b 発電設備出力端しゃ断器
- c 発電設備連絡用しゃ断器
- d 母線連絡用しゃ断器

(ヘ) 自動負荷制限

発電設備の脱落時等に連系された配電線路が過負荷となるおそれがある場合には、お客さまにおいて自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

(ト) 線路無電圧確認装置

再閉路時の事故防止のため、連系系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置させていただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

- a 専用線による連系であって、お客さまが連系された系統の自動再閉路を必要としない場合。
- b 逆潮流がある場合であって次のいずれかを満たす場合。

- (a) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断される場合。
 - (b) 二方式以上の単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断される場合。
 - (c) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断される場合。
- c 逆潮流がない場合であって次のいずれかを満たす場合。
- (a) bと同等の措置を講じた場合。
 - (b) 系統との連系に係わる保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が二系列化されており，これらが互いにバックアップ可能となっている場合。ただし，二系列目の上記装置については，次のうちいずれか一方式以上を用いて簡素化を図ることができるものといたします。
 - ① 保護継電器の二系列目は，不足電力継電器のみとすることができるものといたします。
 - ② 計器用変流器は，不足電力継電器を計器用変流器の末端に配置した場合，一系列目と二系列目を兼用できるものといたします。
 - ③ 計器用変圧器は，不足電圧継電器を計器用変圧器の末端に配置した場合，一系列目と二系列目を兼用できるものといたします。

(チ) 電 圧 変 動

- a 発電設備の脱落等により低圧のお客さまの電圧が適正值（101

±6ボルト，202±20ボルト)を逸脱するおそれがある場合は，お客さまにおいて自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

b 発電設備からの逆潮流により低圧のお客さまの電圧が適正值(101±6ボルト，202±20ボルト)を逸脱するおそれがある場合は，お客さまにおいて自動的に電圧を調整していただきます。

c 同期発電機を用いる場合には，制動巻線付きのもの(制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。)とするとともに自動同期検定装置を設置していただきます。

また，誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值(常時電圧の10パーセントを目安といたします。)を逸脱するおそれがあるときには，お客さまにおいて限流リアクトル等を設置していただきます。ただし，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いていただきます。

d 自励式の逆変換装置を用いる場合には，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いていただきます。

また，他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值(常時電圧の10パーセントを目安といたします。)を逸脱するおそれがあるときには，お客さまにおいて限流リアクトル等を設置していただきます。ただし，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いていただきます。

e 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は，お客さまにおいて電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なっていただきます。

(リ) 短絡容量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量（一般の受電用しゃ断容量については、150メガボルトアンペア）等を上回るおそれがある場合には、お客さまにおいて短絡容量を制限する装置（限流リアクトル等）の設置等の短絡容量対策を実施していただきます。

(ㄨ) 連絡体制

当社との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

- a 電力保安通信用電話設備
- b 電気通信事業者の専用回線電話
- c 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話等

(a) お客さま側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとする。

(b) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。

(c) 停電時においても通話可能なものであること。

(d) 災害時等において連絡が取れない場合には、連絡が取れるまでの間発電設備を解列または停止するよう、保安規程上明記されていること。

(5) 特別高圧系統連系

イ 力 率

(イ) 需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (ロ) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

ロ 保護装置の設置

- (イ) お客様の電気設備の故障および需要場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

- (ロ) 連系された系統に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただくことがあります。この場合、接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

ハ 線路無電圧確認装置

再閉路時の事故防止のため、連系する系統の変電所の電線路引出口に線路無電圧確認装置を設置させていただきます（20,000ボルトの系統に連系する場合は、必要に応じて設置させていただきます。）。

ニ 連絡体制

- (イ) 当社との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし、20,000ボルトの系統と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

- a 電力保安通信用電話設備

- b 電気通信事業者の専用回線電話

- c 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話等

- (a) お客様側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとする。

- (b) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とす

ること。

(c) 停電時においても通話可能なものであること。

(ロ) 当社との間に、系統運用上等必要となる情報（開閉機器の開閉状態、有効および無効電力等）を収集できるよう給電情報伝送装置（スーパービジョンおよびテレメータ等）を必要に応じて設置することといたします。

ホ 高 調 波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

(イ) 対象となるお客さまは、次のとおりといたします。

a 20,000ボルトの系統に連系する場合で、使用する高調波発生機器の容量を6パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が300キロボルトアンペアをこえる場合

b 60,000ボルト以上の系統に連系する場合で、等価容量が2,000キロボルトアンペアをこえる場合

なお、aおよびbの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また、設備の新增設等により、新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。

(ロ) 対象となるお客さまにおいては、系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。

a 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

- b 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。
 - c 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。
 - d 構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。
- (ハ) 系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、次表に示す契約電力1キロワットあたりの高調波流出電流（ミリアンペアを単位といたします。）の上限値に当該契約電力を乗じた値といたします。

連系電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
20,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
60,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
100,000ボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07

- (ニ) (ロ)の高調波流出電流が、(ハ)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、お客さまにおいて高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

へ フ リ ッ カ

電気炉や溶接機等の特殊負荷等により、系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は、負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

ト 発電設備の連系

需要場所に発電設備を連系する場合には、イからへに加え、以下の要件にしたがっていただきます。

- (イ) 発電機の運転可能周波数

発電機の運転可能周波数は、系統の周波数を適正に維持するため、原則として、次のとおりとしていただきます。

- a 連続運転が可能な周波数
58.5ヘルツ以上，60.5ヘルツ以下
- b 周波数低下時の運転継続条件
58.0ヘルツ以上で90秒以上
57.5ヘルツ以上で45秒以上

(ロ) 保護装置の設置

a 発電設備が故障した場合に系統を保護するため、次により保護継電器を設置していただきます。

(a) 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略できるものといたします。

(b) 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略できるものといたします。

b 短絡事故が発生した場合に系統を保護するため、次により保護継電器を設置していただきます。

(a) 同期発電機を用いる場合には、連系された系統の短絡事故を検出し発電設備を当該系統から解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。この場合で、当該継電器が有効に機能しないときには、短絡方向距離継電装置または電流差動継電装置を用いるものといたします。

(b) 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合には、連系された系統の短絡事故時に発電機電圧の異常低下を検出し解列するこ

とのできる不足電圧継電器を設置していただきます。

なお、発電設備故障対策用の保護装置により検出して保護できる場合は兼用することができるものといたします。

c 地絡事故が発生した場合に系統を保護するため、次により保護継電器を設置していただきます。

(a) 中性点直接接地方式にあつては電流差動継電装置を用いるものといたします。

(b) 中性点直接接地方式以外の方式にあつては地絡過電圧継電器を設置していただきます。この場合で、当該継電器が有効に機能しないときには、地絡方向継電装置または電流差動継電装置を用いるものといたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略できるものといたします。

① 発電機引出口にある地絡過電圧継電器により連系された系統の地絡事故が検知できる場合

② 発電設備の出力が構内負荷より小さく、周波数低下継電器により高速に単独運転を検出し、発電設備を解列することができる場合

③ 受動的方式の単独運転検出機能を有する装置により高速に単独運転を検出して解列することができる場合

d 適正な系統電圧・周波数を維持するため、次により保護継電器を設置していただきます。

(a) 逆潮流がある場合は、適正な電圧および適正な周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器または転送しゃ断装置を設置していただきます。

なお、周波数上昇継電器および周波数低下継電器の特性は、電圧変化で影響を受けないものといたします。

また、20,000ボルトの系統と連系する場合には、単独運転を

確実に防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置のうえ、転送しゃ断装置または単独運転検出機能を有する装置を設置していただくとともに、当該発電設備を連系する当社変電所の変圧器への逆潮流が生じないようにしていただくことがあります。

(b) 逆潮流がない場合は、単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。

ただし、発電設備の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周波数上昇継電器または周波数低下継電器により検出・保護できないおそれがあるときは、逆電力継電器を設置していただきます。

(ハ) 保護継電器の設置場所

保護継電器は、需給地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

(ニ) 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

- a 受電用しゃ断器
- b 発電設備出力端しゃ断器
- c 発電設備連絡用しゃ断器
- d 母線連絡用しゃ断器

(ホ) 自動負荷制限および発電抑制

発電設備の脱落時等に主として連系された電線路等が過負荷となるおそれがある場合には、お客さまにおいて自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また、系統事故時等に主として連系された電線路等が過負荷となるおそれがある場合および系統の安定度が維持できない場合には、

必要に応じて発電抑制を行なっていただきます。

(ㄨ) 電 圧 変 動

- a 発電設備の連系により系統の電圧が適正值（常時電圧のおおむね1～2パーセント以内といたします。）を逸脱するおそれがある場合は、お客さまにおいて自動的に電圧を調整していただきます。

なお、20,000ボルトの系統と連系する場合の電圧の適正值は、その系統に連系されている低圧のお客さまにおいて、 101 ± 6 ボルトまたは 202 ± 20 ボルトといたします。

- b 同期発電機を用いる場合には、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置していただきます。

また、誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の2パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときには、お客さまにおいて限流リアクトル等を設置していただきます。ただし、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いていただきます。

- c 自励式の逆変換装置を用いる場合には、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いていただきます。

また、他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の2パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときには、お客さまにおいて限流リアクトル等を設置していただきます。ただし、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(ㄖ) 短 絡 容 量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合には、お客さまにおいて短絡容量を制限する装置（限流リアクトル等）の設置等の短絡容量対策を実施していただきます。

(チ) 連絡体制

20,000ボルトの系統と連系する場合であって、一般加入電話または携帯電話等を保安通信用電話設備として用いるときには、ニ(イ)cに加え、災害時等において連絡が取れない場合には、連絡が取れるまでの間発電設備の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていることを条件といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0848$$

$$\beta = 0.2323$$

$$\gamma = 0.8667$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)

に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとしたします。

1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	13銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	13銭1厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 平均力率の算定

平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第5位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、21（使用電力量等の計量）(1), (3), (4), (5), (7)および(II)に準ずるものといたします。

ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	1 0 0	1.0061	1.0345	7 0
0.1005	0.1752	9 9	1.0346	1.0636	6 9
0.1753	0.2279	9 8	1.0637	1.0931	6 8
0.2280	0.2718	9 7	1.0932	1.1231	6 7
0.2719	0.3106	9 6	1.1232	1.1536	6 6
0.3107	0.3461	9 5	1.1537	1.1848	6 5
0.3462	0.3793	9 4	1.1849	1.2166	6 4
0.3794	0.4108	9 3	1.2167	1.2490	6 3
0.4109	0.4409	9 2	1.2491	1.2822	6 2
0.4410	0.4701	9 1	1.2823	1.3161	6 1
0.4702	0.4984	9 0	1.3162	1.3508	6 0
0.4985	0.5261	8 9	1.3509	1.3864	5 9
0.5262	0.5533	8 8	1.3865	1.4229	5 8
0.5534	0.5801	8 7	1.4230	1.4603	5 7
0.5802	0.6066	8 6	1.4604	1.4988	5 6
0.6067	0.6329	8 5	1.4989	1.5384	5 5
0.6330	0.6590	8 4	1.5385	1.5792	5 4
0.6591	0.6850	8 3	1.5793	1.6211	5 3
0.6851	0.7110	8 2	1.6212	1.6644	5 2
0.7111	0.7370	8 1	1.6645	1.7091	5 1
0.7371	0.7630	8 0	1.7092	1.7554	5 0
0.7631	0.7892	7 9	1.7555	1.8031	4 9
0.7893	0.8154	7 8	1.8032	1.8526	4 8
0.8155	0.8419	7 7	1.8527	1.9039	4 7
0.8420	0.8685	7 6	1.9040	1.9571	4 6
0.8686	0.8954	7 5	1.9572	2.0124	4 5
0.8955	0.9225	7 4	2.0125	2.0700	4 4
0.9226	0.9500	7 3	2.0701	2.1299	4 3
0.9501	0.9778	7 2	2.1300	2.1923	4 2
0.9779	1.0060	7 1	2.1924	2.2576	4 1

無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量／ 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	40	5.0299	5.3121	19
2.3259	2.3972	39	5.3122	5.6261	18
2.3973	2.4721	38	5.6262	5.9775	17
2.4722	2.5507	37	5.9776	6.3736	16
2.5508	2.6334	36	6.3737	6.8237	15
2.6335	2.7206	35	6.8238	7.3396	14
2.7207	2.8126	34	7.3397	7.9373	13
2.8127	2.9099	33	7.9374	8.6380	12
2.9100	3.0130	32	8.6381	9.4712	11
3.0131	3.1225	31	9.4713	10.4787	10
3.1226	3.2390	30	10.4788	11.7221	9
3.2391	3.3633	29	11.7222	13.2958	8
3.3634	3.4962	28	13.2959	15.3521	7
3.4963	3.6389	27	15.3522	18.1543	6
3.6390	3.7919	26	18.1544	22.1997	5
3.7920	3.9572	25	22.1998	28.5539	4
3.9573	4.1362	24	28.5540	39.9875	3
4.1363	4.3305	23	39.9876	66.6667	2
4.3306	4.5424	22	66.6668	199.9975	1
4.5425	4.7744	21	199.9976	∞	
4.7745	5.0298	20			

なお、平均力率は、次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

4 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、51（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、22（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 22（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電

力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。
ただし、21（使用電力量等の計量）(7)により計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 20（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日

数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 標準設計基準

(1) 目的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から、この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし、その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は、日本工業規格、電力用規格などの規格に準じます。

(2) 単位等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²
ミリグラム	mg
パーセント	%

(3) 高 圧 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	高 圧 6,600
電圧降下許容限度 (V)	600

(ロ) 経 過 地 等

高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性などを考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 高圧架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b 高圧架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

施設地域	標準径間 (m)
市街地	40
その他	50

(二) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	高圧 (m)	低高圧併架 (m)
市街地	10	12
その他	9	10

(ホ) 装 柱

- a 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし、技術上、保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- b 水平配列をする場合のアームは軽量腕金、垂直配列をする場合のアームは高圧直付金物等を使用いたします。

(ヘ) 支線および支柱

高圧架空電線路の支持物強度の一部を分担するため、支線および支柱を施設いたします。ただし、支線には、土地の状況により、支線柱を使用することがあります。

(ト) が い し

高圧架空電線路で使用するがいしは、次によります。

	通 り 用	引 留 用
高 圧 線	高圧中実がいし 限流アーケオン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アーケオン付引留がいし

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧架空電線および高圧引込線には、アルミ線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧架空電線および高圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。ただし、海峡横断箇所等、人が容易に立ち入らない長径間箇所においては、裸電線を使用することがあります。
- c 電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶縁電線 (アルミ線)	裸アルミ線
高 圧 電 線	25mm ² 以上	120mm ² 以上
高 圧 引 込 線	25mm ² 以上	—

(第2表)

電 線 種 類 および太さ		連続許容電流 (A)		裸 電 線
		OC電線	OE電線	
ア ル ミ 線	25mm ²	—	107	—
	58 "	—	177	—
	120 "	—	271	400
	200 "	473	—	540
	400 "	723	—	850

(リ) 線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。

(ヌ) 耐 雷 施 設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

(ル) 特殊地域の施設

塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。

(ロ) 高圧架空引込線のこう長

高圧架空引込線のこう長は、50m以下といたします。

ハ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直 接 埋 設 式

重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗 き ょ 式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(J C S 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

種	類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔の施設

高圧地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (V)	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度 (V)	2,000	6,000	10,000

(ロ) 経 過 地 等

特別高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性などを考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。
- c 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

- a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔といたします。ただし、短期間で撤去される場合または関連系統との協調上、鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用することがあります。
- b 22kVの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路」といいます。）には、原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 支持物の設計

特別高圧架空電線路の支持物の設計は、法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか、原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。

(ニ) 標準径間

- a 特別高圧架空電線路の標準径間は、次によります。

支持物種類	標準径間 (m)
鉄塔	200～300
その他	100～150

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の標準径間は、次によります。

施設地域	標準径間 (m)
市街地	40
その他	50

(ホ) 装 柱

- a 装柱は経過地，保守の条件等を勘案し，経済的な設計を行いません。
- b 下記(ト) a の塩じん害汚損地域区分 C，D または E に該当する場合において，がいしを増結するときは，特殊装柱といたします。
- c 絶縁間隔は，次によります。ただし，がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は，アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。

電 圧 (kV)	22	66	110
所 要 が い し 個 数 (コ)	2 (注)	6	9 または 10
標 準 間 隔 (mm)	350	740	1,100
最 小 間 隔 (mm)	300	400	700
ジャンパー線と腕金との間隔 (mm)	400	890	1,320

注) 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の所要がいし個数は 1 コといたします。

(ヘ) 鉄塔および鉄柱の基礎

コンクリート基礎といたします。

(ト) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは，原則として 250mm 標準懸垂が

いしとし、所要がいし連結個数は(ホ) cによります。ただし、塩じん害等により汚損する箇所には、塩害対策専門委員会送変電分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し、次のとおり標準がいし増結、スモッグがいし等を採用いたします。

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E (海岸のごく近傍)
想定附着等価塩分量 mg/下面 (中心部を除く)		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし3%塩水, 0.3mm/分水平分を想定
海岸距離よりの概略圏	台風に対し	50 km程度以上	10~50 km程度	3~10 km程度	0~3 km程度	海岸の地形構造により0~0.3kmまたは0~0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	3~10 km程度	1~3 km程度	0~1 km程度	海岸の地形構造により0~0.3km
工場地域に対して発煙源よりの距離			工場地域周辺等比較的軽度の煙じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	※ 9	※ 10
	66kV	6	6	6	6	※ 6
	22kV以下	2	2	2	2	3

(注) 1 ※印はスモッグがいし

2 区分は場所により大幅に異なるので概略の目安を示します。

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路に使用するがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。

(チ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、径間長、着雪、経過地等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さの電線を使用することがあります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)
鋼心アルミより線	160, 240, 410, 610

b 電線の許容電流

電線の許容電流は、次によります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
鋼心アルミより線	160	467
	240	608
	410	846
	610	1,059

c 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線は、アルミ絶縁電線といたします。また、電線の太さは次によります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
アルミ絶縁電線	200	473

(リ) 架空地線の施設

- a 鉄塔および鉄柱には、原則として70mm² 以上のアルミ覆鋼より線1条の架空地線を施設いたします。ただし、電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には、他の電線を使用することがあります。

また、支持物の接地抵抗が高い箇所には、逆閃絡を防止するために、接地棒および埋設地線を施設いたします。

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路には、原則として25mm² 以上の鋼心アルミより線1条の架空地線を施設いたします。

(ㄨ) 架空電線の地表上の高さ

- a 特別高圧架空電線の最低地上高は、次によります。ただし、電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域、道路や河川の横断箇所、植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

電線地表上の高さ

公称電圧 (kV)	地表上の高さ (m)
22	6
66	7
110	7

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線の最低地上高は、次によります。

電線地表上の高さ

施設地域	地表上の高さ (m)
市街地	8
その他	6

(ㄒ) ブロッキングコイルの施設

電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合、搬送への障害が考えられるときは、その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。

(ㄓ) アークホーンおよびアーマロッドの施設

経過地の状況により、アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、変電所、工場構内等において施設が容易で、かつ、維持上問題がない場所に施設する場合は、直接埋設式とすることがあります。

(ロ) ケーブルの選定

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

ケーブルの種類および太さ

電 圧		心 数	導 体 の 太 さ (mm ²)
22kV	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		単心3個より	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400, 500
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	150, 200, 250, 325, 400
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	150, 200, 250, 325

（ハ） 避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には、ケーブル条長が短い場合に、保護装置として避雷器を施設することがあります。

(5) 高圧変電設備

イ 一般基準

高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線方法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

<p>母線</p> <p>しゃ断器</p> <p>断路器</p> <p>変流器</p> <p>零相変流器</p> <p>補助母線</p> <p>注) しゃ断器, 断路器は引出形といたします。</p>	機器名	取付数	
		単母線	補助母線付
	しゃ断器	1 台	1 台
	断路器	—	1 組
	変流器	2 台	2 台
	零相変流器	1 台	1 台
配電盤	1 面	1 面	

注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
例				

ハ し や 断 器

(イ) しや断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されて

いる系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(6) 特別高圧変電設備

イ 一 般 基 準

特別高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

	機器名	取付数	
		単母線	2重母線
	しゃ断器	1台	1台
	断路器	2組	3組
	変流器	6台	6台
	計器用変圧器	1台	1台
	配電盤	1面	1面

注 1 点線部分は，2重母線の場合

2 接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。

3 変流器については用途および制御回路の構成によって，設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。

4 しゃ断器において引出方式を使用する場合には，しゃ断器の両端の断路器を省略いたします。

5 耐雷設計上，線路側に避雷器を設置する場合があります。

凡	しゃ断器	断路器	接地装置付断路器	変流器	計器用変圧器
例					

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じて，最大負荷電流および現に構成され，または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は，10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 計 器 用 変 圧 器

計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ト 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

(7) 電力保安通信設備

イ 一 般 基 準

(イ) 電力保安通信用電話設備の施設

a 電力保安通信用電話設備は、法令等の定めるところにより原則として施設いたします。

b 回線数は、原則として1回線といたします。

(ロ) 通 信 方 式

電力保安通信用電話設備は、光ファイバ内蔵型架空地線（OPGW）、架空電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、地中電話線（通信ケーブル、光ファイバケーブル）、通信線搬送、光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち、技術上、経済上

最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経 過 地

経過地は、地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。

(ニ) 電 話 機

電話機は、自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。

ロ 架空電話線路

(イ) 電話線路の施設

架空電話線路は、使用電圧が35,000V以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、独立電話線路を施設いたします。

(ロ) 電話線の種類

架空電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

ハ 地中電話線路

(イ) 施設方法

地中電話線は、原則として管路式または暗きょ式によります。

(ロ) ケーブルの種類

地中電話線のうち、通信ケーブルには、原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し、光ファイバケーブルには、原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

ニ 通信線搬送

送受信装置の伝送方式は、周波数分割方式または時分割方式といたします。

ホ 光 搬 送

送受信装置の伝送方式は、時分割方式といたします。

へ マイクロ波多重無線

(イ) 空中線施設

a 空中線は、十分な強度のある鉄塔または鉄柱などの支持物により支持いたします。

b 給電線は、導波管を使用いたします。

(ロ) 送受信装置

a 使用する周波数帯は、6.5ギガヘルツ帯、7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。

b 変調方式は、原則として、4相位相変調方式とし、電力用規格の装置を使用いたします。

ト 電話設備以外の保安通信設備

保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置、保護用信号端局装置等）の施設については、本基準を準用いたします。